平成２７年（フ）第４１号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田丙545番地
債務者　五十嵐幸子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２０３号
静岡県駿東郡清水町徳倉2605番地の１　エンブレスウィンドウ203
債務者　矢部　　徹
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
愛知県一宮市篭屋１丁目９番47号　グローリアＢ棟201号
債務者　村上　正則
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９９号
愛知県一宮市下田１丁目４番７号　メゾンサンシャインＢ一101号
債務者　岩崎　美鈴
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１４号
愛知県豊田市日南町１丁目36番地１　日南荘５号
債務者　藤井　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
三重県松阪市駅部田町288番地47
債務者　中下　信子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第５２９号
堺市堺区三宝町３丁193番地一310号
債務者　藤原　　勇
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４０号
大阪府富田林市楠町４番２一209号
債務者　伊藤　陽子（旧姓日浦・増田）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
堺市北区新金岡町３丁５番３一202号
債務者　川上　梅子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
堺市中区宮園町３番３一307号
債務者　住田あゆみ
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番34一102号
債務者　古賀　大地
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６０２号
堺市東区大美野99番地10
債務者　田端　慎一
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
奈良市東九条町1424番地　北和県住８一107号
債務者　湯浅　義弘
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０３号
奈良市東九条町1424番地　北和県住８一107号
債務者　湯浅　有子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９３号
茨城県土浦市滝田１丁目11番地３　エムズサニーガーデンＶ104
債務者　大崎江里子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
北海道苫小牧市新明町４丁目７番13号　新明荘２階Ｂ
債務者　松川　将護
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３５８号
仙台市宮城野区新田東２丁目３番地の９　新田東市営住宅107、従前の住所仙台市宮城野区高砂１丁目６番地の１　高砂シティハイツ405
債務者　平山　洋一
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係